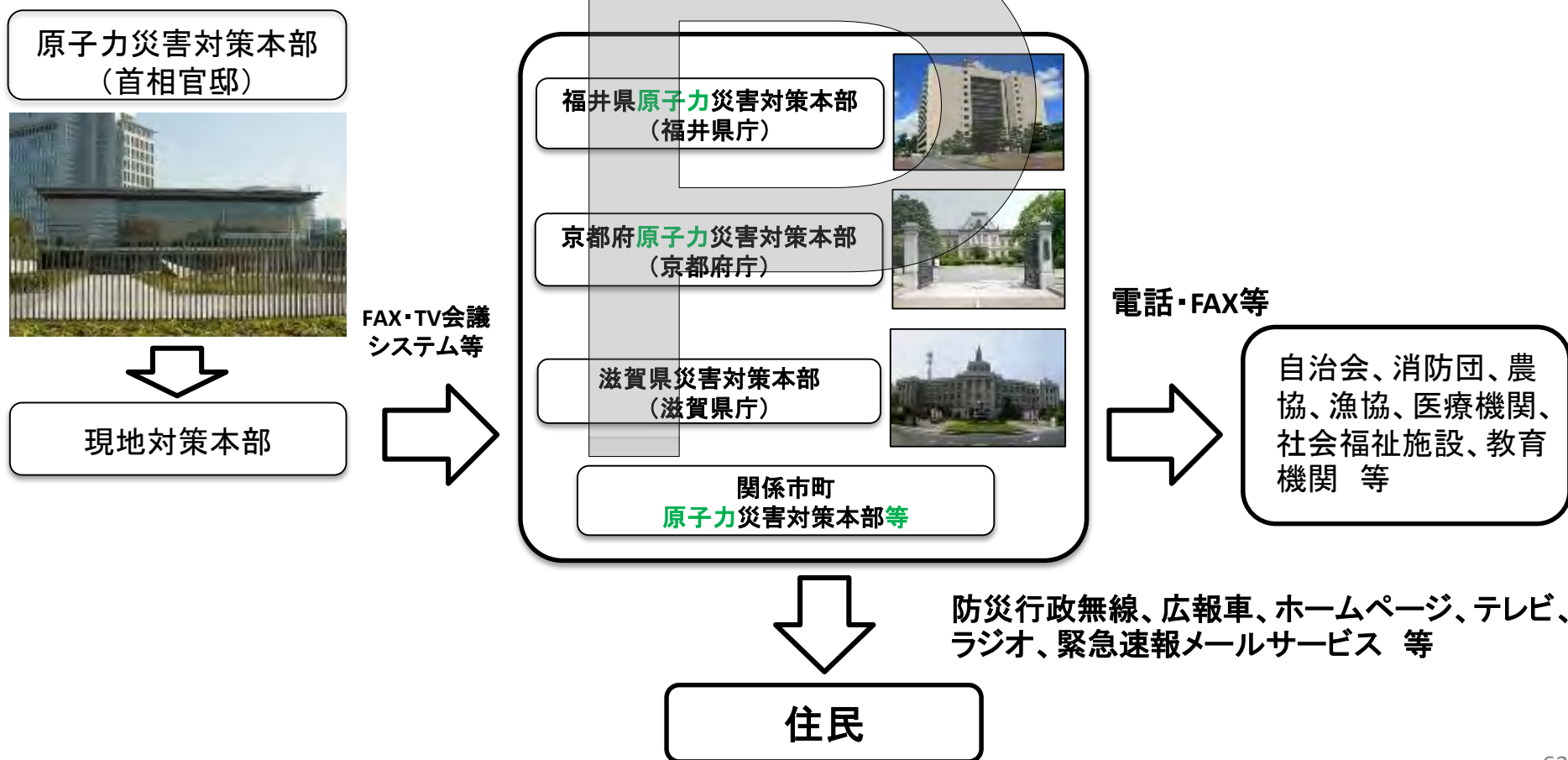


一時移転等に備えた関係者の対応（京都府）

- 京都府及び関係市町は、警戒事態で災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 京都府は、住民の一時移転等に備え、京都府内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、**一時移転等**の対象となる各地区に職員を配置。



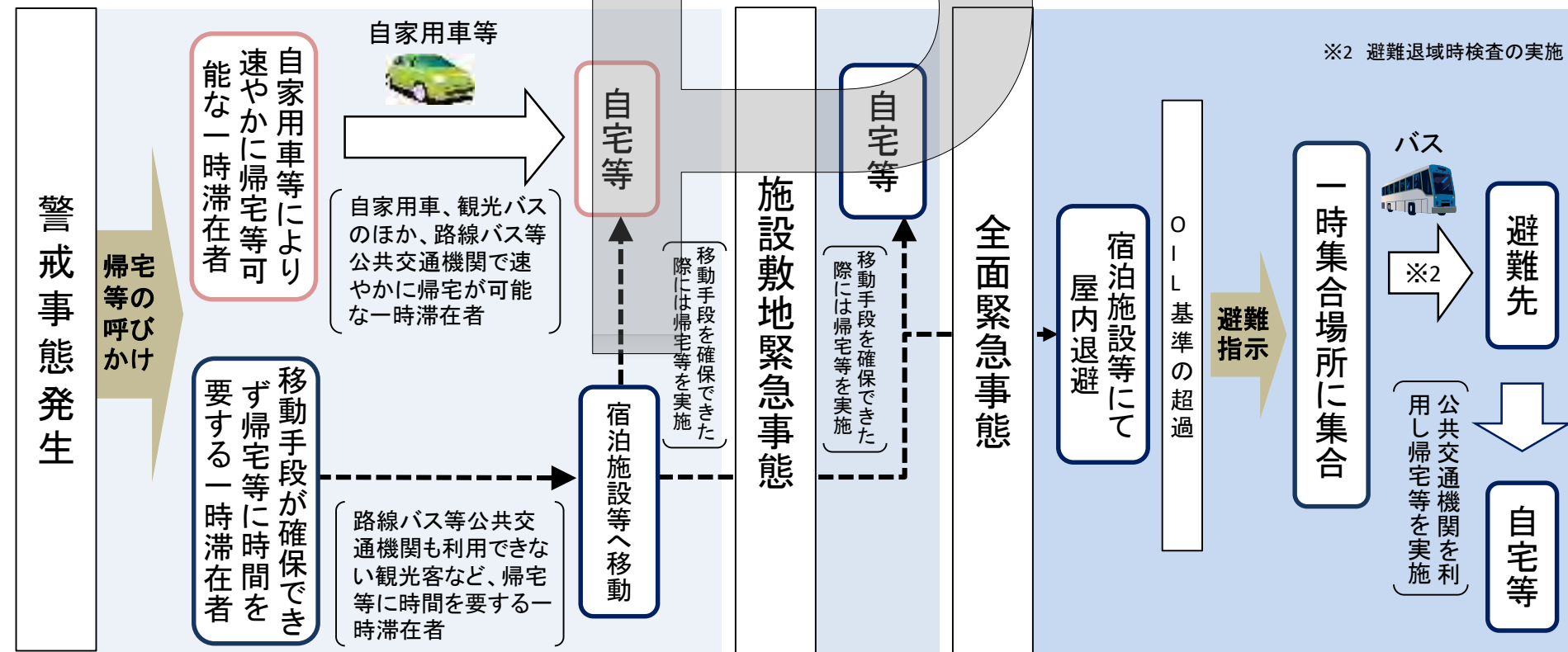
- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町に対し、FAX・TV会議システム等を用いて伝達。
- 福井県、京都府、滋賀県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、関係府県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



UPZ内住民の一時移転等

- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、福井県、京都府及び関係市町が、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行う。
- UPZ内関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況に基づき、府県災害対策本部が府県域を越える避難が必要と判断した場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された兵庫県及び徳島県の避難先で受入れを行う。
- 避難先施設が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入ができない場合は、同一府県又は関西広域連合において避難先の調整を行う。
- なお、UPZ内において、道路等が通行不能な場合の復旧策や降雪時の避難経路の確保等の対応は「4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応」のとおり。

府県名	市町名	府県内避難先	府県外避難先
福井県	高浜町	敦賀市	兵庫県 三田市、猪名川町 伊丹市、川西市 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、姫路市、市川町、福崎町、神河町 丹波市、小野市、加東市
	おおい町	敦賀市	
	小浜市	鯖江市、越前市	
	若狭町	越前町	
京都府	舞鶴市	京都市、宇治市、城陽市、向日市	兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市、淡路市
	綾部市	福知山市、亀岡市	徳島県 鳴門市、松茂町、北島町
	南丹市	南丹市内	兵庫県 相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、佐用町 洲本市、南あわじ市 芦屋市 上郡町 明石市、加古川市、高砂市 稲美町、播磨町
	京丹波町	京丹波町内	
	福知山市	福知山市内	
	宮津市	福知山市、京丹後市、与謝野町、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市	
	伊根町	京丹後市、精華町	